

中世後期ケルンにおける都市と教会

——市参事会による教会政策の分析を中心に——

森 谷 美 幸

【要約】 宗教改革以前の時期において都市・市民と教会・聖職者はいかなる関係にあったのか。都市ケルンを例に、特に都市当局たる市参事会が、教会と聖職者をいかにして自らの支配下に置くことに成功したのかという問題に焦点を当て、両者の関係の変化の過程を追った。

ケルン内の教会施設は関税などの免税特権を活用し、営利目的にワイン業や穀物販売などの経済活動を極めて精力的に行なっていた。参事会はこの活動に規制を加えようとしたが、教会側は大司教の後盾もあり、規制は進まなかった。規制が進まなかった原因として、民衆信仰の高揚と終末思想の広がりにより、市民が自身の救霊の為に教会施設に対し寄進を盛んに行なったことが挙げられる。しかし時代が進むにつれ、市参事会は市の統治組織として成長し、逆に一五二五年に参事会とケルン大司教との間で協約が結ばれ、聖職者免税特権を排することにより参事会は規制を完成させた。この協約は市民の反聖職者感情を和らげる効果をもたらした。そのためにこの協約は、協約締結直後に発生した農民戦争に影響を受けた教会改革を求める市民騒擾の失敗を導く一原因となったのである。

史料 八二巻三号 一九九九年五月

はじめに

中世都市において、聖職者^①は市内に居住しながら聖職者は法的には市民権を所持せず、市民共同体とは別種の団体を形成作っていた。商工業を生業とする世俗の都市民と、祈りを専門とし市民であって市民ではない聖職者はいかなる関係のも

とに都市生活の中で共存していたのだろうか。都市における市民と教会の関係は解明されるべき問題が多岐に渡って内包されていたにも関わらず、後の宗教改革期と比較すると本格的な研究がなされるのは比較的遅かったといえる。^③

このことは都市共同体発展の過程において、典型例として様々な形で研究されてきたケルンにも妥当する。ケルンは最盛期には人口五万に迫るドイツ随一の大商工業都市で、都市内に存在する教会施設の多さから「聖なるケルン」^④と呼ばれており、宗教改革運動の影響を受けた後も、依然としてカトリックの立場に留まった都市である。しかしこのケルンにおいても比較的激しい市当局対教会施設という対抗関係は存在した。参事会は中世後期から末期にかけて参事会令という形で教会の活動を規制しようとしたが、この活動の中心になったのは本来教会の活動領域に存在しない営利を目的とした経済活動であった。ケルンの都市と教会に関し初めて本格的に論考したのはヨハークである。^⑤彼女は一三五〇年から一四五〇年までの期間にケルンに存在した教会施設や市民への宗教活動の内容を明らかにしたが、研究対象の時期をこの一〇〇年間に限定してしまっているため、後にケルン市民と聖職者の最大の争いとなる教会の営利活動の状況に関してはほとんど言及されていない。その欠陥を補完する意味でも重要になるのはゲヒターの著作である。^⑥彼女は一五世紀から一七世紀までという広範な期間に教会の経済活動を巡って発生した市民と聖職者の紛争と都市当局による規制に焦点を当て、個々の教会施設の分析に留まらずケルン教会全体の問題として相方の関係を考察した。これにより聖職者が経済市場においていかに強い影響力を持っていたか、またそれを都市当局はいかに規制を実行したのかが明らかになった。だが彼女の著作はイルジューグラーに代表される都市経済史家の影響を強く受けており、彼女も導入部分で自分の仕事は純粹に経済史のものであると明確に述べているため、取引量や金額などの数量計算を折り込み事件経過を辿るのに終始しており、経済紛争の裏にある市民の教会に対する信仰心についてはほとんど触れられていない。そのため彼女の著作は史料を調査したものとしての使用価値は高いが、それ以上の論究はまだ不十分であるといえる。

従って中世後期から近世にかけての都市と教会の関係について、経済問題としてだけに限定せずに、関係の変化にある

背景を探りながらもっと複合的な要素を備えた問題として都市社会史の枠組において新たに捉え直す必要がある。具体的に挙げると聖職者への規制策を推進する都市当局の地位の変化である。中世後期は都市参事会を中心とした統治機構が「ツunft革命」を経て自治支配を徐々に確立してゆく時期であり、また市内の聖職者団体を市当局の支配下に組み入れてゆく過程の時期でもあった。ケルンにおいては数度の市民騒擾の末、参事会は次第に都市統治機構として確立しつつある時期に、教会政策に関わる参事会令が急増していった。

そしてもう一つ問題になるのは市民の信仰心に関してである。中世末期という信仰の市民化、深化と救霊への志向の時代に、教会への規制という概念という相対する位置にある教会に対する信仰心はいかなる表出がみられたのか。そしてそれは規制の実行にどのような影響を与えたのだろうか。

本稿の目的は都市ケルンにおいて世俗の長たる都市当局がその制度・組織を発展させ、市内の教会に對しいかなる対策を講じ、それが市民の信仰心の深化とどう関わっていったのかを探ることである。特に都市当局の参事会権力の強化とそれに伴う教会政策が顕在化してきた一五世紀から、一六世紀初期、一五二五年の都市と聖職者の協約までの期間を扱いたい。必然的に宗教改革期に言及が及ぶことになるが、ケルンの宗教改革について詳しく論究することは本稿の範囲を越えている。しかし中世後期の市民と聖職者の関係を明らかにすることは、後の改革運動の進行に与えた影響を考える上で有益であるといえるだろう。

① 本来聖職者という用語は、キリスト教の僧職に就いていて、教会から正式に認可を受けている者を指すのだが、本稿では便宜上修道女、ベギンなど認可を受けていなくとも一般に聖職者のような生活形態を取っていた者を一括して「聖職者」として扱うことにする。また「教会施設」の中にベギン館、女子律修修道会、施療院も含めて扱う。

② 都市と教会に關し初めて諸問題を提起したのは K. Fröhlich, *Kirche und städtisches Verfassungsleben im Mittelalter*, in: Z. d. Savigny-Stiftung f. Rechtsgesch. Kanonist. Abt., 22 1933, S. 188-267. 以下略。

③ 多くの都市において様々な論考がなされているが、ここでは代表的なものを挙げる。アウクスブルクについては R. Kriesling,

Bürgerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spätmittelalter.

Augsburg. Ein Beitrag zur Struktur analyse der oberdeutschen Reichstadt. Augsburg 1971. トンマン、D. Demandt, *Stadtherrschaft und Stadtfreiheit im Spannungsfeld von Geistlichkeit und Bürgerschaft in Mainz (11.-15. Jh.)*, Wiesbaden 1977. ニーヤン、W. Sahr, *Die Lindecker Kirche im Mittelalter. Ihre Verfassung und ihr Verhältnis zur Stadt*, Kiel 1938. ヌル、G. Geiger, *Die Reichstadt Ulm vor der Reformation*, (Forsch. z. Geschichte d. Stadt Ulm, Bd. 11), Ulm 1971. ヌアルマン、K. Trüdinger, *Stadt und Kirche im mittelalterlichen Würzburg (Spätmittelalter u. frühe Neuzeit, Bd. 1)*, Stuttgart 1978. 最近の包括的な研究として、E. Isenmann, *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter*, Stuttgart, 1988 の中で「都市と教会」という章を設け、現在までの研究成果を簡略にまとめている。

④ 一五世紀半ばの時点で、約九〇の教会、礼拝堂、修道院、約一五〇のペギン館、三五の施療院、巡礼宿泊所が存在したといわれている。

第一章 参事会による教会の経済活動に対する政策

ワイン業

ケルンの多くの教会施設はケルン市内外に果樹園を持ち、葡萄栽培に携わりワインを生産していたが、一三世紀に入ると、教会施設は余剰のワインをケルン市内に搬入し販売するようになった。市内でワインを小売りする、つまり酒場を経営するにはギルドへの登録と小売りのための税を支払わなければならなかったが、教会にはギルドに関連する義務は課せられなかった。そのために商人層から教会のワイン業に規制を求める声が頻出し出す。

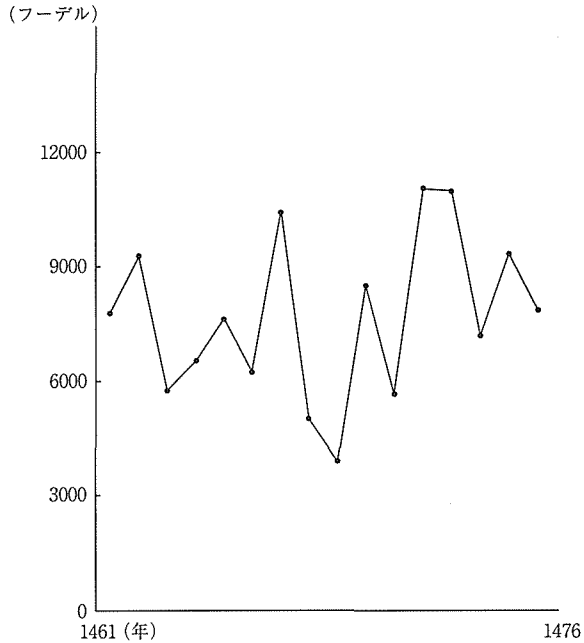
⑤ H. Johag, *Die Beziehungen zwischen Klerus und Bürgerschaft in Köln zwischen 1250 und 1350* (Rheinisches Archiv 103), Bonn 1977. 以下の著作を基に林毅氏が「中世都市ケルンにおける都市・市民と教会・聖職者」『版大法学』四三—二、三—一九九三年という論考を書いている。

⑥ M. Gechter, *Kirche und Klerus in der stadtkölnischen Wirtschaft im Spätmittelalters*, Wiesbaden 1983. 以下の著作も林毅氏が「中世都市ケルンにおける教会の経済活動に対する規制」『版大法学』四一—四一九九二年において紹介している。

⑦ Gechter, a. a. O. *Kirche und Klerus...*, S. 14.

⑧ 参事会令を含む参事会記録集として W. Stein, *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*, Bd. 1 Bonn, 1893, Bd. 2 1895. 以下 M. Hiskus, *Die Ratshmemorale und ergänzende Überlieferung*, Bd. 1, 1320-1545, 1990. を主に用いる。

表① 世俗のワイン輸入量の推移 (1461-1476)

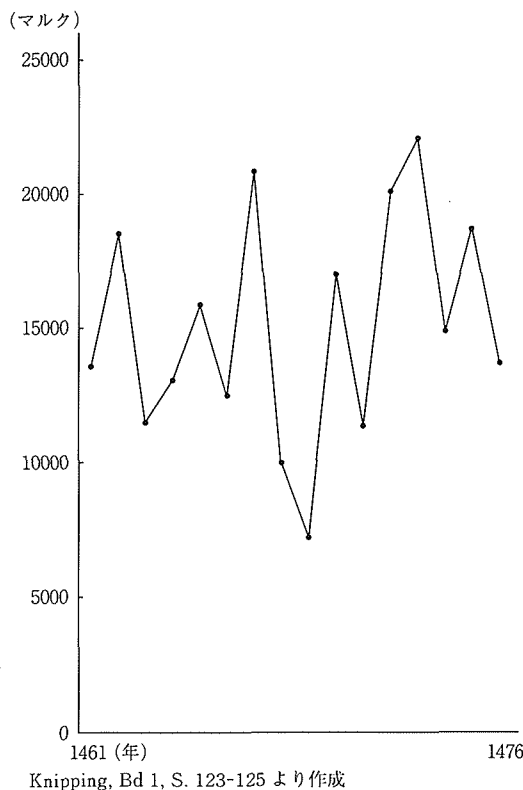


Knipping, stadtrechnungen, Bd 1, S. 123-125 より作成

い。一三六八年、ケルン市は初めてワインの搬入関税の徴収を目論み、教会内に侵入してワインを押収するという事件が起こったが、これも結局一三七〇年この関税の無効を確認することで教会の勝利に終わった。ゲヒターはこれに関して、当時織布工蜂起の時期にあたり、都市貴族による参事会が弱体化していたことに原因を求めているが、そうなると織布工支配期の一三七一年にワインの輸入関税が新たに導入され、一三九〇年から恒常的收入源となった説明がつかない。ワイン業に対する規制は都市貴族中心の市参事会よりも、商工業で力をつけてきた中層市民層の圧力が強まった結果ではない

最初の紛争の記録は一二五八年の大仲裁裁定に現れる。大司教側は訴えの第二九項において、市の指導者達が教会所領に侵入しワインの器を壊して中身を溢していることを訴えた^③。市側は対抗して第二一項において大司教が修道院とその所領内にワインを売るための酒場が創られることを許可したことを非難したが^④、裁定では大司教側の言い分のみ取り上げ、事実上教会側の勝利に終わることになる^⑤。この頃は、まだ参事会が不安定で大司教との争いの最中にあり、市内の教会に対して強硬な政策を取れなかったと考えられる。その後ギルド側の反発があったのであるが、一三一七年に自分の所領内で生産されたワインに限り小売りを認められるとする教会側の自肅協定が成立するが^⑥、これはどうやら守られなかったらしい

表② ワイン搬入税支払い額

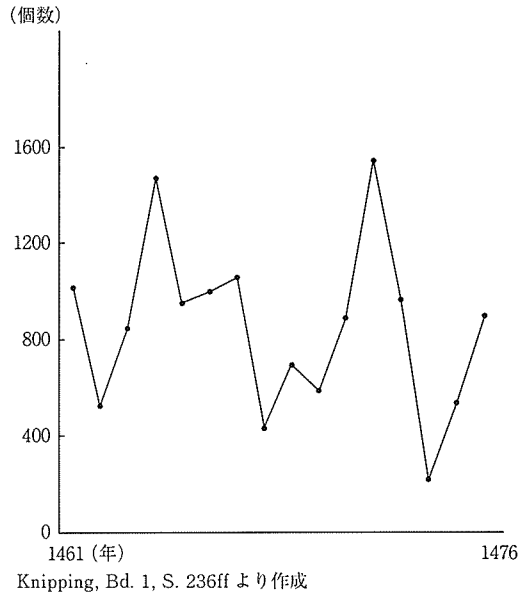


のだろうか。この輸入関税は教会には適用されなかったが、後に自家消費以上の搬入に関しては教会施設も負荷を支払わねばならなくなった。

そして一三八七年、遂に参事会は大司教を介さずに市内の聖職者と、聖職者が自身の所領内で生産されるワインのみならず販売を許され所領内なら小売りを許可されるとする協約を結ぶ^⑨。しかし他で生産されたワインを混ぜるなど不正が行なわれたため、参事会は悪質なワイン酒場について大司教フリードリヒに苦情を述べることもあった。一五世紀にも参事会は規制を強めるが、なかなか効果は上がらなかったようである。ノイスの戦闘後、都市当局はワイン消費税を引き上げる措置を取ったが、輸入関税は低率で留まったため^⑩当時の参事会に対するツンフト革命の主要原因になったと同時に、ワイン

を教会内の蔵に貯蔵している聖職者への反感を煽ることとなった。一五一九年、新参事会は教会のワイン業の悪弊慣行の是正を含む一一項目の要求を教会側に提出、翌年にはさらに九項目を追加したが、教会側はこの要求を拒否した^⑪。一五二〇年に入ると後述する教会・聖職者に対する暴力事件が続発し、危険を感じた教会は紆余曲折の末、一五二五年に遂にワインの輸入関税を筆頭に、今まで免れてきた諸負担を市民と同様に支払うという協約を認めた。これを機に後期中世を通

表③ 教会施設のワイン輸入量の推移



じ都市のワイン業による全収入一〇から二〇%を占めていたとされる教会のワイン業は緩やかに後退してゆく。^⑭

以上の事実を踏まえ、重要な点をまとめたい。第一に根本の問題は教会のワイン営業に対する免税特権である。しかし参事会は一貫して一五二五年まで強制的に税を市民同様に徴収する措置を取らなかった。これはケルンの徴税構造に原因が求められる。ケルンの税制は直接税ではなく間接税、それも関税ではなく食物消費税に重点が置かれるという特殊な構造を備えていた。関税率を高くすると、ケルンの市政・経済を事実上支配していた上層商人層の負担になるため、積極的な導入が躊躇われた。聖職者の上層部は都市貴族層と深く繋がっていたので教会の営業に税を科す

ることには消極的になっていったと考えられる。第二は参事会の *Ordnung* 化である。一三世紀から一四世紀の市と教会の紛争は全て教会の勝利に終わっている。教会の後盾たるケルン大司教とまだ統治機構として未成熟であった市当局が激しい対立関係にあったうちは、双方の牽制もあり教会有利で進行したが、ツンフト闘争を経て新興商人層を中心メンバーとして新参事会が発生し、初めて大司教を介さず市内の教会と協定を結ぶことになり、後には命令という形で命令を下すようになってくるのである。そして再三の市民闘争の後、強固な支配体制を確立した参事会は、聖職者が民衆からの脅威に怯え参事会に自らの保護を求めてきた時点で完全に教会に対し優位性を獲得する。一五二五年の規制はこれらの問題の根本的な解決を試みたものであった。それは長く免税特権を享受し、不正な営業を拡大していた教会の営業に対する截止

表④ ケルンの教会施設のワイン輸入（1461-1476）

施設	個数	オーム	樽
大司教と司教座聖堂参事会	3110	171	134
エーベルバッハ修道院	3060		
聖アンドレアス律修修道会（Stift）	1489	203	27
マリーエンガルテン女子修道院	884	78	56と1/2
大聖マルティン修道院	586	9	14
聖アポステルン律修修道会	564	79	45
聖バンタレオン修道院	533	9	14
聖グレオン律修修道会	525	39と1/2	48
カルトゥジオ会	480	15	10
聖マリア・イン・カビートル女子律修修道会	441.5	26	18
聖ゲオルク律修修道会	436	46	31
聖ゼヴェリン律修修道会	404	23	11
聖カタリーナ（ドイツ騎士修道会）	312	13	5
アントニウス隠修士会	282	13	48と1/2
聖クニベルト律修修道会	218	22	7と1/2
聖ウルスラ女子律修修道会	181	8	11
聖ツェツィリア女子律修修道会	47		1
聖ヨハン・コルドラ（聖ヨハネ騎士修道会）	44	3	2
ジオン修道院	37	1	
聖クララ女子修道院	30	2	
聖十字架騎士修道会	14		

Knipping, Bd 1, S. 236ff. より作成。

めとなるのである。

ビール・穀物販売業

ビール醸造と販売も教会が手広く行なっていた當利活動の一つであった^⑮。それは教会施設が麦芽の購入の時に支払う麦芽税を免除されていたからである。彼らは世俗のビール業者より安く醸造することが出来たため、ビール業者からの不満が次第に高まっていた。そして後にビールの普及に伴い市参事会も教会のビール醸造に何らかの規制を加える必要性に迫られてきたのである。

手始めは一四世紀の自家消費に当てられる以外は麦芽税を支払うべしという規制である^⑯。その後一四五九年には、参事会は各教会施設に一定量の麦芽を割り当て、それ以上の麦芽の購入には税を徴収するという措置に出た。一四六三年、参

事会はヴェルヘア修道院に対し、割り当て量の遙か多くの麦芽を醸造しているとしてこの修道院生産のビールの市内搬入の禁止と、麦芽税免除特権を取り上げている。^⑮ 教会の中には無税の割り当て麦芽を世俗のビール業者に転売するものまであった。また、市民の側が教会の醸造所に麦芽を持っていき安く醸造させていた例もあったことが、次の史料で明らかになる。一四九四年、参事会は数箇所の教会施設を挙げ、「かつて行なわれていたように、『教会に』白ビール、赤ビールをいかなる市民（男女）も醸造させてはいけない。」という布告を出している。^⑯ ノイスの戦闘後ビール消費税も上がることになったが、ビールの場合ワインと違い彼らも安く醸造させてもらったり、安い麦芽が買えることなど恩恵に与ることも多かったので、聖職者に対する暴行事件の主原因になることはあまりなかったようだ。しかし参事会にとっては麦芽税の免税はビール消費量が膨らむにつれ放置出来ない問題となっていた。その結果、一五二五年の協約によって聖職者はビールについても市民と同様の負荷を支払う旨が定められたのである。^⑰

ケルンの教会は穀物取引も精力的に行なっていた。ケルンでは市内で製粉する際は穀物消費税を科されていた。税率は一三七〇―七四年の間は一マルテルにつき二シリングで、一三七六―一四七四年の間は六シリングから十シリングであった。^⑱ 聖職者は同様にこの負荷からも免れていたが、市当局は一三七〇年に個々の教会施設に対し麦芽と同じように穀粒の一定量の割り当てを行い、その分だけは免税とする命令を出し、その量を超える製粉は禁止された。^⑲ しかし一部の教会施設の中には、この免税製粉量の割り当てを悪用して利益をあげるものが出てきた。この悪用例は一五世紀後半の教会の免税措置悪用に対抗する参事会令の中にみられる。ここで参事会は、教会が自家消費に割り当てられた穀粒で作ったパンを世俗のパン屋に売ったり、世俗のパン屋側が自分のものと偽って免税の穀粒を製粉させていると抗議をしている。^⑳ 本来免税分の穀粒は教会の自家消費に当てられるべきであったが、教会施設の中には割り当て量を遙かに超え大規模な製粉を行なっていた所もあり、教会では世俗のパン屋より安いコストでパンを作ることが出来た。そのため参事会は一四九七年九月一七日次のような決議を発令した。^㉑ 全ての教会施設、聖職者は「……何らかの穀物、穀粒を以前から免税であると認め

られていた「量」以外に製粉させては」ならず、もし参事会がそれに手を貸した場合、一袋あるいは一マルテルごとに五マルクの罰金を支払うべし、とされた。この規定から当の参事会員自身が教会の免税特権を悪用して利益をあげていた者がいたことが分かると同時に、上層市民と聖職者の緊密性が証明される。ノイスの戦闘後、参事会は一時的に製粉税を徴収しようとしたが、これは聖職者側の強い拒絶にあつて頓挫している。一五世紀後半から、製粉税はワイン消費税に次いで重要な収入源となつてゆき、市当局はこの免税も何らかの形で廃止しなければならぬと感じ始めた。^{②⑤} 従つて一五九九年の参事会の教会に対する要求の中には教会が自分の所領に製粉所を設けることは正と製粉税免税特権濫用の禁止も盛り込まれた。そして後に教会所領内の製粉所はすべて廃棄されることとなり、一五二五年に先の協約により聖職者は製粉税も市民と同様に支払うよう決められたのである。

織物業

織物業の種類では特に麻織物、絹織物業を教会関係者たちが営んでいた。しかし教会関係者の中では女子修道院の一部の修道女と、ベギン^{②⑥}のみがその生産に携つていたに過ぎなかった。ところがこのベギンの営業は、都市の手工業ツンフトとの、都市当局を巻き込んだ激烈な闘争を発生させるのである。

ケルンはドイツで一番古いベギンとベギン館の記録が証明される都市であり、館の数もドイツ地域随一であった。^{②⑦} 一六九の館の記録が残されており、それによると、彼女らは持参金と遺贈、寄進された現金、定期金収入などで生活していたが、寄付額はとても生計をすべて賄う程には達しなかった。彼女らはそのため仕方なく織物業などの手工業に手を染めてゆくのである。生活が掛かっていたのでツンフトとの争いも直接的で激しいものとなり、参事会の態度も他の教会施設に対するものとは異なつた。一四二一年、亜麻布織工アムトから聖ゲレオン通りのベギン館の亜麻布生産について参事会に苦情が出された。^{②⑧} そこで参事会はベギンに所有してもよい織機の数五つ、後に三つに限定して、生産する品物の種

類も制限した。^③ ベギン側が自分達はアムトに所属しているわけではないのだから命令に従う義務はないと主張したのに対し、参事会側はアムトへの服従を強く求めた。^④ ここで注目すべきはベギンが聖職者特権を要求したのに対し、参事会はベギン館を世俗の施設として扱おうとしていることである。この食違いは次節で述べるベギン館統合令の際にさらに明瞭になる。一四八二年には、紋章刺繍工アムトとの争いが起こる。これはアムトのメンバーが聖ゲレオン通りのあるベギン館に無理矢理侵入したことに端を発する。双方から訴えが出されたが、参事会はアムトの行為を暴力行為として禁止したのと同時に、ベギンに今後紋章刺繍を行なうことを禁止した。^⑤ 先程の亜麻布生産を限定付きながら認容したのに対して、この場合は生産そのものを全面禁止するに至ったのである。

絹織物業、特に絹紡績業でも紛争が起こる。ケルンの絹織物業は問屋制の下に営まれるようになっていったのだが、その中でも絹紡績女工は最下層に位置し、一般的に貧しかった。また同時に彼女等はベギンとの競争による圧力に苦しめられる。絹紡績女工の申し入れにより参事会はベギン館の査察を行い、一四七〇年ベギン館及びその他の教会施設においての絹紡績を全て禁止した。^⑥ 完全に参事会はこの時点でツンフトの味方側に立っている。これら参事会のベギンに対する営業制約は、一五世紀の教会政策の一環に数えられるが、他の教会政策が聖職者側の強硬な反発もあり上手く効果が上がらなかったのに対し、立場の弱いベギンでは明らかに対策を講じやすかった。ベギンの絹織物生産は一六世紀に入り事実上不可能となった。これは生絹の値段が高騰したことや絹織物自体の市場価値が低下したこと、そして製絹女工のツンフト規約の改訂で絹を加工するためにアムトの外に出すことが禁止されたことなどが主な理由であった。^⑦ 一般的にベギンはツンフトに比べ競争力が弱く、規制に対する抵抗も弱く、参事会の政策も進行し易かった。一五二一年の聖職者への要求の一つには所領内の織機の取り壊しが含まれていた。そしてその後参事会は市内の教会領内にある全ての製粉所と織機を市のBauhofに移させたのである。^⑧ このため一五二五年の協約においては織機の件は盛り込まれなかったようである。

- ① 特に精力的にワイン業を営んでいたのは諸律修道会とケルン郊外のエーベルバッハ修道院であった。Gechter, a. O. *Kirche und Klerus*, S. 40ff.
- ② ワインを小売りする商人たちは「Weinbruderschaft」という組合を結成していた。組合の加入申請は参事会に対してなされる。その時申請者は登録料を払わねばならず、そこで加入が許可されて初めて営業が許可された。林毅、前掲「中世都市ケルンにおける教会の経済活動に対する規制」九五―頁。
- ③ Th. Lacomblet, *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins* Bd. 2, Nr. 452, S. 246.
- ④ Ebd., S. 248.
- ⑤ 裁定では大司教の非難に対し、市に「このようなことがあえてなされてはいいないと決定する。」と命令しているのみで、市側の要求は全く取り上げられなかった。Ebd., S. 250.
- ⑥ Lacomblet, *Urkundenbuch*, Bd. 3, Nr. 164, S. 132.
- ⑦ 聖コルドラ修道院ではワインを押収した。大司教は参事会の一連の行動に対し聖務禁止を宣告。両者は和解のための協議に入る。この事件についてGechter, a. O. *Kirche und Klerus*, S. 25f.
- ⑧ Gechter, a. O. *Kirche und Klerus*, S. 26.
- ⑨ 「われわれ参事会員は次のように決議する、聖職者はケルン内の自分たちの所領（聖職禄）で生産されるワインを販売してもよい。もし望むなら、自分たちの所領内でワイン酒場を営業してもよい。……」W. Stein, *Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln*, Bd. II, Bonn 1895, Nr. 141, S. 227f.
- ⑩ 一五世紀から一六世紀の初頭まで、次のような史料がある。一四七六年、参事会はラインマイスターに不正なやり方で都市内で売られている聖職者のワインを捜索し、参事会に知らせるように命令している。Stein, a. O. *Akten* Bd. 2, Nr. 394, S. 554. 同年、ラインマイスターは次のような悪弊の報告をしている。よそのワインの小売り、公の場所での小売り、極端に低い値段での小売り、極端に安い値での小売り。一五〇一―一七年、禁止されるやり方でワインを売っている教会施設を告発している。このうち最も悪質なのは聖アンドレアス律修道会で、ザクセンハウゼンの後ろにある通りの公けの門のところで売っていることなど他二五例の悪弊が挙げられている。Gechter, a. O. *Kirche und Klerus*, S. 102f.
- ⑪ ワイン消費税に比して、ワイン輸入関税は一四七六年から一五三一年まで五分の二から五分の一と低率であったが、輸出関税は通常の三分の二から六分の一とさらに低率であった。これらはケルンの遠隔地商人に対する優遇措置である。R. Knipping, *Die kölnier Stadtrechnungen des 14. Jahrhunderts*, Bd. 1, Bonn 1897 S. XLIII.
- ⑫ ケルンの徴税構造に関しては、田北廣道「中世後期のケルンの財政構造とツインフト闘争——ケルン都市会計簿の分析を中心に——」『社会経済史学』四三―五 一九七八年を参照。
- ⑬ 教会側の返答は「教会財産の帳簿への登録は必要なく、その他すべての問題は正常な状態にある、どういふのであった。Gechter, a. O. *Kirche und Klerus*, S. 40f.
- ⑭ 一六世紀中には一〇％以下に。また、ワイン酒場の営業は所領内に厳しく限定され、教会施設の中には営業を取り止める所も出た。Gechter, Ebd., S. 258f.
- ⑮ ビールがワインに代わって市民の日常的飲料になったのは、一五世紀に今までの挽き割り麦ビール（Grüebier）に代わって麦芽ビール（Keunebie）が一般的になったからである。

F. Isigler, *Wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*, Wiesbaden 1979 S. 271-282.

- ⑮ 教会のビール醸造は特に聖マウリチウス、聖マリーエンガルテン、聖マクシミン、聖マカスア、白い女性たち(テルティアーレンの一派)、聖アガタの女子修道院、律修修道会やベギン館で行なわれていた。H. v. Loesch, *Die Kölner Zunftkunden nebst anderen Kölner Gewerburkunden bis zum Jahre 1500*, Bd. 1, Bonn 1907, Nr. 85, S. 214.

- ⑯ 明確な年代は不明。W. Stein, a. a. O. Akten Bd. 2, Nr. 82., S. 112.

- ⑰ B. Kuske, *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*, Bd. 2 Bonn, Nr. 328.

- ⑱ 聖ペルティン修道院、聖ロニン・コルトラ、聖ヘーレンライヒナム、聖アヘルン、聖ヴァイデンバッハ、聖ソエジリア修道院、四つの托鉢修道会に他の修道院、そしてすべてのベギン館に対してである。Loesch, a. a. O. Akten Bd. 2, Nr. 287, S. 90.

- ⑲ 一六世紀まで、ケルンで挽かれた麦芽全体に占める聖職者の取り分の割合は二〇—二七%、税金徴収後は一〇—一九%に。M. Gechter, a. a. O. *Kirche und Klerus*, S. 259.

- ⑳ R. Kniipping, *Die kölnen Stadtrechnungen des Mittelalters*, Bd. 1, Bonn 1897, S. XLIII, ノーメンの職階持ちはほぼ倍々である。

- ㉑ W. Stein, a. a. O. Akten Bd. 2, Nr. 42, S. 36f.

- ㉒ Loesch, a. a. O. Zunftkunden Bd. 2, Nr. 197, S. 22f. Stein, Ebd., Nr. 280, S. 430f.

- ㉓ Stein, a. a. O. Akten, Bd. 2, Nr. 491, S. 654.

- ㉔ ノイス後、穀物価格が暴騰したため、一般市民の市当局、聖職者

への反感を煽り、困窮させた。Isigler, a. a. O. *Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter*, S. 520.

- ㉕ C. v. Corswarem, *Die Kölner Artikelserie von 1525*, in: F. Petri (Hrsg.) *Kirche und gesellschaftlicher Wandel in deutschen und niederländischen Städten der vorverhenden Neuzeit*, Köln / Wien 1989, S. 75.

- ㉖ ベギンにまつての邦語文献は、上條敏子「中世のベギン——敬虔な女たちの軌跡——」『橋研究』一五—三一、一九〇年、同「ベギン運動の理解における聖俗二分法の限界」『橋論叢』一—一、一九九四年。国府田武「中世の修道制」創文社、一九九四年所収「ベルギー——中世のベギン運動」。邦語以外で代表的なものは、社会経済史の側面からベギンの機能を論じた、K. Bucher, *Die Frauenfrage im Mittelalter*, Tübingen 1910. ベギン運動を純粋な宗教運動と捉べ、マッコナーを批判したのは、H. Grundmann, *Religöse Bewegungen im Mittelalter* 1191-1515, Darmstadt 1970.

- ㉗ イングランドの修道士マシュー・パリスの年代記中の二二三四年の記述には、ベギンはケルンとその周辺地域で二千人にまで達した、とある。Mathew Paris, *Chronica Majora*, IV, S. 278.

- ㉘ J. Assen, *Die Beginen in Köln*, in: AHVN 111, 1927, S. 81-180, AHVN 112, 1928, S. 71-148, AHVN 113, 1928, S. 13-96.

- ㉙ H. v. Loesch, *Die kölnen zunftkunden nebst anderen Kölner Gewerburkunden bis zum Jahre 1500*, Bd. 2, Bonn 1907, Nr. 555, S. 324f.

- ㉚ Loesch, Ebd., S. 325ff.

- ㉛ 「市参事会は次のように決議する、前述のベギンたちはこれから以前の六つではなく三つを所有し、それで仕事をすべし、そして亜麻布、アムトの、アムト文書と、アムトの親方に服従すべし。」Loesch, Ebd.,

Nr. 202, S. 325.

②③ Loesch, Ebd., Nr. 715, S. 465ff. Asen, a. a. O. Beginen, in, AHVN 112, S. 137.

②④ Loesch, Ebd., Nr. 653, S. 420f.

②⑤ Gechter, a. a. O. Kirche und Klerus, S. 182.

②⑥ Looz-Corswarem, a. a. O. Artikelserie, S. 75.

第二章 教会財産・慈善事業に対する教会政策

土地と定期金取引

聖職者の土地所有は中世後期に入ると急速に増加していった。自由な土地・定期金取引を認可していた市参事会も、都市貴族である市参事会員達の強力な競争相手となりつつあった教会の土地所有に一定の規制を加えようとした。これがいわゆる死手譲渡対策と呼ばれるもので、規制の対象は初め熱心な司牧活動により急速に市民の人気を得るようになった托鉢修道会のみに向けられていたが、市は同様の協約を他の托鉢修道会と順次結んだ。それに続き、市は一三八五年全ての市内の教会施設に対し不動産譲渡の防止令を發布した。③ここでは「いかなる裁判官、参審人、役人も世俗の人間」も全ての教会施設、聖職者に何らかの不動産、世襲定期金、定期金利息などの売却を認めてはならず、シュライン帳簿への登記も行なってはならないことを命じ、さらに世襲定期金、永代定期金を寄進された場合、聖職者は一年と一日以内に世俗の人間に売却しなければならないとなった。さらに教会がこの約束を守らなかったならその土地から去らねばならず、聖職者が自分の家族から土地を相続した場合には、自身の所有は許されるが、教会に売却したり相続させたりすることは禁止された。④これは一見非常に厳しい規制のようにみえるが、実際の効力は乏しく、数々の抜け道が報告されている。ドミニコ会が一四八四年、永久使用貸借権付きで貸していた家屋と土地を、利息の支払いの滞りで再び所有することになった例に加え、さらに興味深いのは、ある信用における世俗人に土地・建物を一旦売却し、それをまた贈与させる、ということを繰り返す例もあったこともあった。⑤そのためか一六世紀に入るまで教会の所有する不動産は減らなかつた。後期中世のケ

ルンでは聖職者の所有する土地は二〇―三〇%にも当たり、約半分の土地には何らかの権利を持っていたとされる。

定期金取引も危険が少ない投資として、聖職者に人気があった。都市公債の債権に占める聖職者所有の割合は一五二八年で四〇―五〇%にもなった。最大の債権者は「精霊の家」という在宅貧者のための救貧組織で、一五八〇年の都市公債全体の三%を占めていた。^⑦

このように、厳しい規制令にも関わらず順調に所有を増やしていった教会だが、一六世紀の後半に入ると急に後退し始めた。例えば聖コルンバ地区における教会所有地の割合は、一四八七年が一八%であったのが、一五八九年には一%にまで減っている。^⑧一五二五年の協約中には土地と定期金取引への規制については何の言及もない。所有が減少した理由ははっきりしないが、頻発した戦争とそれに伴って起きた経済危機が原因であろうといわれている。

さて、死手譲渡規制だが、教会の営利活動に関するものと比較すればその対抗措置は緩いと言わねばならないであろう。一三八五年の措置は文言は厳格だが、抜け道が存在したのに加え、これ以後より厳格な防止令は出されなかった。ゲヒターはその理由を教会と都市の相互依存関係に求めている。^⑨つまり市は教会に財産を増やすための便利な市場を与え、教会はそれと引き替えに、都市に確定公債の半分の返還を免除したからである。確かに土地取引は貧家暮らしの一般市民の利害とは直接関係しなかったので不満が少なかったのは理解できるが、土地市場では参事会の構成員たる富裕な商人たちとは利害が衝突する筈で、もっと厳しい規制が出されて当然である。論者はこれには全く別の要因、ベギン館縮小令と新規参入禁止による市場への土地・家屋の大量放出が絡んでいると考える。どのようなものであったかを次にみていくことにする。

ベギン館縮小令

一四世紀に入るとケルンのベギンとベギン館の数は急に増加した。コイセンの地誌研究により、ベギン館の所在が明らかになっているが、それによるとベギン館の所在地は聖マリア・アプラス地区、聖コルンバ地区^⑩に集中していた。両地区

はドミニコ、フランシスコ両托鉢修道会があった所であり、これは思想的近接のせいでベギンの司牧を托鉢修道会が担うことが多かったからである。その後ベギンの数も緩やかに減少し始め、一五世紀になるとベギン館は軒並み定員を割り、館ごとの規模、貧富の差も歴然としてきた。^⑭市参事会にとつて教会の土地・家屋所有の増加は世俗の利益を守るためには非常に好ましくなかった。ベギンは聖職者ではなかったが、実際の市の貢租から免れた存在であり、絶えず異端の疑いの目でみられており、贈与・寄進の数、量は他の教会施設と比べて極端に少なかった。そして前節でみたようにベギンの織物業が激しく世俗のツunftと競合するようになり、また生き残りを図るベギン側が既存の修道規則を受け入れ誓約団体になるケースが発生しだしたのに合わせて、^⑮参事会は本格的なベギン対策に着手する必要性に迫られた。

その初めての試みが一四六七から八四年に行なわれたベギン館縮小令である。これは合わせて三七の市内のベギン館を廃止し、中にいるベギンを残りの大きな一六の館に移すというものであった。しかしこの命令を受け廃止されたのは三つしかなく、残りの三四はそのまま残ったのである。^⑯命令に従わなかった館がそれだけあったということで、この頃の参事会令はそれ程効力がなかったことが分かる。しかし市参事会は一四八七年参事会内にベギン館の縮小を目指しベギン改革委員会を設置したのである。委員会設置の際参事会は、ケルン市内の石工、大工に「ベギン館のすべての新築を阻止し禁止」するように命じ、「ケルン市内に今あるベギン館すべてを四つの有益な場所を残して他を廃止して世俗、全ゲマインデのために供する」目的を強く打ち出した。^⑰空になった館は市が買い上げて売却する方針であった。改革委員会は参事会の意向を受け、同年一月二五日に最終的な報告書を提出した。それによると先程の事項は多少緩和され、全部で一七を残し、四八を教区共同体に渡す旨が決定された。^⑱この結果不明とされるものを除くと六が残り、一〇が命令通り廃止ということになったらしい。^⑲実行の成果が以前より上がったということは参事会の支配権の強化の現われとみてよいだろう。存亡の危機を感じたベギンは参事会の規制にも関わらず、既存の修道会則を受け入れ誓約団体になろうとする動きを止めなかった。他には病人看護という役割上の特性を生かし、施療院となり都市の管理下に入るケースも数多くみられた。^㉔つ

まり大司教を長とする教会の庇護を受けるか、あるいは市当局の保護下に入るかという選択を迫られた訳であり、ベギン運動の発生当時から守ってきた聖・俗どちらの身分にも属さないとするベギンのアイデンティティは再考を促されたのである。

このベギン縮小令はケルンの都市と教会の問題にいかなるな影響を与えたのだろうか。参事会はベギンを世俗の領域に属するものとみなしていた。その意味では二度のベギン改革令は従来の死手譲渡防止政策とは意味合いが異なる。死手譲渡防止令は教会・聖職者の不動産所有を制限しようとするものであったが、ベギン縮小令は将来の教会施設への移行を阻止し、あるいはその前に財産を没収し世俗のために使用しようとする都市当局の政策が前面に出たものであった。誓約団体になると参事会は容易に対策を講じることが難しくなるのでその前に危険性を除去しようとしたのだ。一五世紀後半は教会政策が様々な領域で実施され当局の教会支配が強まっていた時期であることを考え合わせれば、より理解し易くなる。その意味ではこの改革も教会政策の一つといってもよい。さらにこの時期の市参事会は聖職者を牽制しつつ、一般市民の意向（ベギンの土地・家屋の売却もその一つであった。しかし実際の買い手は恐らく資金力のある上層市民であろう）に配慮しながら、世俗の財産を守らなければいけないという状況にあった。そしてベギンの土地・家屋が不動産取引市場に出されたことで、教会施設の不動産所有に対する規制を、一三八五年の命令以上に強硬な政策を押し進めねばならないという切迫感を市当局に与えなかった、という推測を可能にするのではないだろうか。さて廃止されたベギン館の多くは施療院となり市参事会の管理下に組み込まれたが、施療院とは最初から世俗の管理下にあったのだろうか。

慈善施設の管理

貧民救済・病人看護といった福祉事業の運営、管理はもともと教会の管轄領域に属するものであった。というのは困窮している人間を助けるという行為はキリスト教的隣人愛のもとになされたからである。修道院、律修修道会は所領内に

こうした人々を受け入れるための施設を設立した。しかしこれらは本来巡礼者や余所者の病人や困窮者を収容するためのもので、市内の経済的困窮民に施しを与える施設ではなかった。世俗が設立した市民のための慈善施設は、一二世紀の「精霊の家」とケルン近郊のメラテンにあるレプラ患者用の収容施設が最初である。しかし両施設は財産管理が正常になされず定期金の利息支払いが滞るという事態が起こった。このような管理の不徹底と貧民の大量増加によって、市当局は貧民救済管理に乗り出すこととなったと思われる。

手始めとして、市参事会は施療院の *Provisor*（最高管理者。四―五人から成り、施物の分配を行なう）の選任権、そして任命権を把握することで監督を行なった。一三二七年、参事会は「精霊の家」の管理者を、参審人などから四人任命している^③。彼らは家の財産と貧民を誠実に監視し、「いかなる収入もあえて受け取らないこと」を誓約しなければならなかった。一四世紀の前半では約一四〇〇人がこの家によって施しを受けていた。施療院の管理が教会から世俗の手に移ったのは一三世紀から一四世紀にかけてといわれているが、参事会の直接介入がみられるのは先程の一三二七年が最初である。ヨハークはこの時代を、貧民救済の管理権をめぐり教会と市当局が争っていた時期としている^④。しかし、教会がこの管理権を死守しようとした形跡は見当らず、ヴォイコヴスキー・ビーダウの主張しているように教会の貧民救済の役割は世俗当局の介入によって補完された、とみる方が正しいだろう^⑤。というのは一四世紀からのケルン経済の興隆は周辺農村からの人口流入を引き起こし、溢れかえった貧民・病人はとも教会だけの手に負えるものではなくなっていたのである^⑥。そして、市民の共同体意識への目覚めは、共同体成員の相互扶助へと向かい、個人や個々の共同体の貧民への寄付、管理権の獲得に繋がった。そしてその後統治機構としての市当局の義務感、都市内の悪弊を取り除き、困窮する同胞を助けようとする意識へと統合される。これは本来余所者を収容していた筈の施療院が、余所者を排除し、ケルン市民のみを救済する組織へと変化していったことから分かる。一三三四年にはイッパヴァルト施療院、一三九九年には聖ヨハン施療院の *Provisor* 参事会が任命している。また参事会は一四〇五年、*Provisor* の権限の強化を目論み、施療院が貸貸しし

た不動産物件の定期金支払いが滞った場合、差し押えにより取り戻す権限を与えた。^{②5} このように市当局と施療院運営における連関はより密接なものとなった。

こうした世俗の長たる参事会が施療院の運営に関与を強めると道を同じくして市民の慈善施設への遺贈・寄進は増加の一途を辿った。特に次第に規模を拡大しつつあった前述の「精霊の家」所有の財産は、一三四〇年で三三三マルク一〇ソリドゥス五デナリと一九五軒の家屋からの定期金であったのが一四四〇年には二千マルクの財産と二三九軒からの定期金収入を得ている。^{②6}そして遂に一五〇九年には参事会のみがProvisorを選任する権限を持つことを宣言し、一五一〇年には全ての施療院とベギン館に市の紋章を付けるよう定めるに至った。^{②7}宗教改革は教会の財産所有に損害を与え、貧民救済に当てられる財源を減らした。ケルンでは実際の意味での宗教改革は起こらなかったが、中世以来の教会と市の、特に営利活動をめぐる争いは存在した。その闘争の過程において、市はこれまで考察してきたような様々な形での教会対策のための措置を実行し、次第に支配権を奪っていったのである。

ここまででは、市当局と教会との関係の変遷を参事会令による教会対策という側面から考察してきた。営利活動の面からは、参事会が市政支配機構として力をつけるに従って、市民の反発を受けながら免税特権を享受していた教会に対し規制を強化してゆく過程を、その他の面では財産所有に規制を加えながら施設そのものを世俗の管理下に置いていく過程を追った。それではこういった教会の活動に対する規制とは逆に、市民の信仰心は、教会に対する規制が強化される中でどのように変化していったのだろうか。次章では市民の救霊という点から、遺言書の分析により市民と教会の関係の別の側面をみていきたい。

① H. Johag, *Die Beziehungen zwischen Klerus und Bürgerschaft in Köln zwischen 1250 und 1350*, S. 193f.

② L. Eunen, G. Eckerz, *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln*, Bd. 4, Nr. 289, S. 68, Nr. 281, S. 296 Nr. 328, S. 329.

- ③ Stein, a. a. O. Akten Bd. 1, Nr. 38, S. 130ff.
- ④ Ebd. S. 132.
- ⑤ Gechter, a. O., Kirche und Klerus, S. 252f.
- ⑥ Ebd. S. 258.
- ⑦ Ebd. S. 262.
- ⑧ 一四八七年、聖職者所有の家屋一五八軒、世俗所有七二七軒。従って聖職者所有率一七・九%。一五八九年、聖職者所有一〇九軒、世俗所有八四〇軒。聖職者所有一・五%。Ebd. 412.
- ⑨ Ebd. S. 262.
- ⑩ H. Kussen, *Topographie der Stadt Köln im Mittelalter*, 2 Bde. Bonn 1910.
- ⑪ マリア・アブラス教区はコルンバ教区に隣接しているものの、経済的發展は比較的遅かった地域で七一のベギン館があった。コルンバ教区はライン河岸にあり古くから商人が定住していた地域で六五のベギン館があった。
- ⑫ 教区教会は盛んにベギンと托鉢修道会との解離を図るが、なかなか成功しなかった。一三四年、聖コルンバ教区主席司祭がフランシスコ会に対する訴訟の中で「ベギンを自分達に敵対させるように扇動し、埋葬を自らの地所へ移せしめると同会を非難してゐる」。Aßen, a. a. O. *Beginen*, in: AHVN 111, S. 91.
- ⑬ 一四五二年の参事会の監査記録によれば「ベギン館の定員に対するベギンの占有率は五六・六二%にしかならなかった」。J. Greving, *Protokoll über die Revision der Konvente der Beginen und Begarden zu Köln im J. 1452*, in: AHVN 73, 1902, S. 25-77.
- ⑭ 聖クレオン通りのシェーレン会派の大ナザレというベギン館は一四五二年で五六人収容していた。ここは前節で述べた亜麻布アムトや紋章刺繍アムトとの争いが発生したベギン館である。Aßen, a. a. O., *Beginen*, in: AHVN 112, S. 124ff.
- ⑮ 一五世紀の終わりに「フランシスコ第三会則を七、アウグステイヌス会則を九、ベネディクト会則を一つの館が修道会則を受け入れつつ」。Aßen, *Die Beginen*, etc.
- ⑯ この史料は未刊行。数の算定はアーゼンの論文より行なった。この縮小令に先立って市参事会によって実行されたのがグレーヴィングが取り上げた一四五二年の監査である。
- ⑰ Stein, a. a. O. Akten Bd. 2, Nr. 463, S. 624f.
- ⑱ Ebd. Nr. 507, S. 687ff.
- ⑲ 数の算定はアーゼンの論文より行なった。
- ⑳ V. v. Woikowsky-Biedau, *Das Armenwesen des mittelalterlichen Köln in seiner Beziehungen zur wirtschaftlichen und politischen Geschichte der Stadt*, Diss. Breslau 1891, S. 72f. また市参事会は「一四八二年に二つのベギン館に対し拝堂の設立を禁止し、元の状態に戻すように命じてゐる」。Stein, Ebd. Nr. 423, S. 571. 逆に一四二二年教皇マルティヌス五世はケルン大司教ディートリヒに「司教区内のベギンが既存の修道会則を受け入れるようにするよう命令してゐる」。Greving, a. a. O. *Protokoll*, ..., S. 76.
- ㉑ ベギン館が施療院に移したケースは最終的に一七軒認められる。
- ㉒ Woikowsky-Biedau, a. a. O. Armenwesen, S. 38.
- ㉓ Stein, a. a. O. Akten Bd. 2, Nr. 29, S. 13.
- ㉔ Johag, a. a. O. *Die Beziehungen*, ..., S. 174.
- ㉕ 一三五〇年の時点においてケルンに存在した一〇の施療院のうち「聖職者の指導の下にあったのは既に四つしかなかった」。Ebd. S. 162f.
- ㉖ Ebd. S. 163.

② Wolkowsky-Biedau, a. a. O. Armenwesen. S. 62.

年でめつた。Stein, a. a. O., Akten Bd. 1, Nr. 331, S. 699.

③ 一四三七年の参事会令では、男女を問わず余所者、浮浪者、怠け者、

② Wolkowsky-Biedau, a. a. O. Armenwesen. S. 40f.

下男下女、何もせずに市内をうろつく輩、健康でパンを手に入れるこ

③ Ebd. S. 45.

とが出来ぬのにその気がない輩を、一週間以内に仕事に就かない場合
市外追放にすることを定めている。ちなみに一四三七年は最悪の飢饉

④ Ebd. 41. またベギン館の Provisor や Visitor (査察官) にも世俗
の役人や市参事会員たる上層市民が次第に増加してくる。

第三章 教会への遺贈・寄進行為にみる市民の信心

市民の遺言状にみる教会への遺贈

一二五〇年から一三五〇年までの遺言状に関してはヨハークが簡略にまとめているのでそれを用い概観を試みる。^① 彼女はこの期間に記された六七の遺言状のうち検討価値のある四五を対象としている。^② このうち三分の一は都市貴族によるもので、三分の二はケルン市民によるものであった。特徴的なのは「すべての」修道院、女子修道院に」という文言の記述で全部で二四ある。この時代の遺言状で特徴的なのは一三四〇年からの寄付額の増加である。これはケルンにおける遺言制度の発展^③と経済の伸張、さらには市民の信仰心の高揚などが原因として挙げられるだろう。この中で托鉢修道会は一貫して高い人気を保っており、一五の遺言状では托鉢修道会の敷地への埋葬を希望している。^④ 律修修道会、修道院はそれ程伸びがみられず、教区教会、司教座聖堂に対しては時代が下るにつれて順調な伸びをみせる。しかし何といっても特筆すべきは施療院と精霊の家に対するものである。一三三一—四〇年がたった二マルクの寄付金なのにに対し、一三四一—五〇年は二五六マルク二四マルクの世襲定期金、二軒の家に衣服と鎧などが指定されているのである。^⑤ この時代の寄付規定から全体的に言えることは個別の教会施設を指定している例はまだ少なく、施療院なら全ての施療院、托鉢修道会なら全ての修道会というようにあらゆる教会施設が同価値としてみられていたということである。

ではこの後一四世紀の後半から遺言状の教会への寄付規定はどのように変化していったのか。この時期からはクスケが

編纂した市民の遺言状を分析対象にする。^⑥やはり引き続いて「すべての」という文言は少なくない。しかし例えば保有している銀板から聖杯を作って寄付するように促すなど寄進者の具体的な個性を持った指示も散発的にみえる。一四〇〇—二五年までをみると、指示はより詳しく具体的になってくる。一四二三年、ヨハン・ファン・ヒゲルローデという呉服商の遺言状では、「聖マルティンの修道院長に」や「精霊の家の各貧民に復活祭の後の水曜日に白パンの喜捨を」など、^⑧各々の貧民に分け与えるという方法も取られている。精霊の家には、他の遺言状ではベーコンや布なども指定されている。^⑨また小麦の定期収入権が指定されている場合もある。^⑩一四二五年から五〇年までのものはさらに多様性に富むようになる。一四四八年のヨハン・ローリンヴェルデと妻スティンギンのものは聖コロンバ教区教会にロザリオの聖母の絵画とマリアの立像を寄進している。^⑪文言には直接現われていないが、寄進者の画像も絵の中に描かれたことだろう。

次に一四五〇年から七五年をみてみよう。教区司祭に遺しているものが三例あり、^⑫あるいは自身の居住している教区の教会建物の新築、改築のために現金を遺しているものがある。^⑬騎士ヨハン・ファン・ヒルツェは一四七五年聖コロンバ教会の建築のために一〇〇グルデン遺しているし、^⑭一四五三年、クライス・メルナーは聖ニコラスと聖トーマス教会の建築のためそれぞれ現金を遺している。^⑮また永代ミサの設立のための遺贈も増加しており、例えば一四五二年マルティン・クンスターは六〇〇グルデンを自分の永代ミサのため遺している。^⑯そしてこの時期には非常に興味深いものもある。それは一四七七年のヨハン・ファン・ハイムバッハと妻イルムギンのものである。^⑰彼らはミサ服とミサ朗唱係のスカートと帽子の寄進を聖マリア・イン・カピートル律修道会教会と聖ヤーコプ教区教会に指示しているのだが、何とそれらのものに自分の紋章を刺繍するように命じているのである。これらから分かることは、一四五〇年という時代が一つの画期をなしていた、ということである。それまではいくつかの多様性は垣間見ることが出来たにせよ、「すべての」教会施設という文言に示されるように、市民にとって救いの対象になるのは教会に属する施設であるならどれでもよかったのである。しかし今や修道院、教区教会、施療院も個々の名を挙げて遺贈金額を指定するようになった。市民が自身で教会施設を選

振するようになったのである。またミサ服に自分の紋章を刺繡させるなど自己顕示的行為も行なわれている。そして自分の住んでいる教区の教会への寄付、あるいは建築のための寄付が増加しているのは、共同体の成員意識の成長であるといえる。しかしこの時代、確かに教会への寄付額は増加しているのだが、それは単に市民が書いた遺言状自体の数が増えた結果に過ぎない、ということを用意しなければならない^⑮。つまり、広範な施設への小口の寄付は増大しているのだが、富裕市民による大口の寄付はそれ程増えていないのである。富裕市民たちが市参事会員とかなり重複していたということを考えると、この時の市と教会の様々な問題が背景となり、教会に大口の寄付をすることは躊躇われたのではないだろうか。ところが彼らも自身の救霊は強く望んでいた。そのため現金や定期金を救済が望めそうな教会施設に寄付すること、自分や家族のミサ祈禱の設立、教会建築への寄進、慈善活動への当局の支配過程と相俟った施設院への寄付などが好まれたのだろう^⑯。しかし一般市民はミサ設立のような高額な寄付は出来ないで小額を様々な施設にばらまくという方法がとられたのである。いずれにせよ、寄付行為の多様性を伴った増加は市民の信仰心の高まりが背景にあったのは自明である。

さて、それ以後の分析に移ろう。一四七五年から一五〇〇年は大体これまでと同傾向がみてとれる^⑰。一六世紀に入っても数々の都市当局による規制にも関わらず、教会施設への寄付は減少していない。クスケの史料が一五一八年までのものでこれ以降は不明だが、少なくとも一六世紀初期までは次のような結論が導かれるであろう。一四五〇年頃を画期として個人主義、業績主義的傾向が表出したこと、また共同体意識の成長により教区教会や慈善施設への寄付が増大したと、特別な富裕市民による一ヶ所への大口寄付が減った代わりに広範な層によるあらゆる個々の教会施設への小口の寄付が行き渡るようになったこと、などである。これらは参事会による教会財産の規制政策の強化と、一般市民の救霊の希求への志向を裏付ける証拠となるであろう。一般的傾向と異なりケルン民の信仰心の高揚は教義や倫理の面では発達しなかった。中世後期の経済成長は信心の高揚と相俟って教会への盛んな寄進を促したのだ。このことが「聖なるケルン」と呼ばれる程の豪華な教会建築物に囲まれる町並みを生んだのである。

遺贈・寄進の目的

それでは何故市民は教会や聖職者に盛んな寄付を行なったのであろうか。研究者が一樣に述べているのが「死後の自身の魂の救済を得る」という概念である。勿論それは遺言状の文言にも表れている。ケルン市民アルフ・ファン・ブルクとその妻の一四六四年の遺言状には、遺言執行者と自分の妻に、「自分の魂のために」三〇〇〇グルデンを貧者に分け与えるように指示しているのが好例である。この救済願望とは、当時の人間なら誰しも心に抱く永遠の救いの到達点への希求であった。しかしそれは個人の努力のみにより与えられるものではなく、神への赦免を執り成してくれる仲介施設としての教会の存在が必要不可欠であったのである。相次ぐ戦争、悪疫などにより中世末期の市民の魂の救済への不安感是最高潮に達しつつあった。教会はこうした市民の不安感を利用して、寄付を煽った。救済の道に入るために、商売で得た富の神への返還が強く求められた。市当局が教会との問題において様々なやり方で介入を試みても、市民に秘蹟を授けるという教会の仲介機能については疑問視されることはなかったのである。

上層から下層まで、魂の救いは大きな関心事であった。しかし下層民、貧民は「キリストの貧者」としてそのままでも十分救いに値する存在であったのに対し、中・上層市民は蓄積した富を教会に「返還」することによって下されるべき罰から逃れようとした。ケルンが大商工業都市であることは既に何度も強調してきたが、ケルンの上層市民たちはまさにこの商取引によって財産を蓄積し、政治的に上昇した人たちであった。クスケはこの「商人の心性」に注目している。②③
 うのは、商人とはキリスト教では特別邪悪で罰せられるべき職業であるとされてきたからである。故に彼らは多量の喜捨により罰から逃れ教会の赦免を求め自らの罪を洗い流す必要があった。一四七四年の遺言状の中で、エンゲルベルト・ゼヴェニヒは自らを「恥ずべき商人」と称している。②④
 一五二二年二月のヨハン・リンクによる遺言状はさらに凄まじい。②⑤
 彼はワイン商として多額の財産を蓄積したが、自分の職業を非常に恥じていた。彼は財産の大部分を商売で稼いだが、そのような仕事は魂の救いになるものではないとして、故に「子供たちには商人にならせる気はない。」とまで言い切ってい

るのである。中世の商人は様々なやり方で心の葛藤を克服してきた。良心の呵責から職業を放棄することもあったのである。^{②⑦}。これらは当時の商人の倫理観の一側面といえる。

商人として利潤を追求する姿勢と彼らの信仰心は決して相反するものではなく、むしろ相関関係にあった。^{②⑧}。彼らは商人故に生じる心の葛藤を最も商人的なやり方で解決しようとしたのである。それが教会施設への寄付である。そのため寄進する教会施設は敬虔性が疑いのない所が選ばれた。一時托鉢修道会に非常に寄付が集まったのに対し、ベギンへの寄付が比較的少なかったのはこのためであると思われる。慈善施設への寄付が増大したのは勿論市民の公共福祉への意識の向上があるが、それとは別に寄付の方法に原因があったのではないだろうか。これらの施設に対する寄付は、施設全体に多額な現金を対するというよりも、収容者一人一人に小額ずつ行き渡る性格のものである。収容者は寄進者の魂の救いのために祈るので、人数が多ければ多いほど救いを得る期待が高まる訳である。

このように商人の心性と信仰は矛盾しなかったわけだが、教会財産所有の抑制を目指す統治機構としての市参事会の思惑とは明らかに反する。一五世紀を通じて頻繁に出された教会の不動産所有に対する政策が進まなかったのは、他ならぬ規制を推し進めるべき参事会を代表する商売を生業としていた上流市民層の寄進が減少しなかったせいではないか。個人としての救済願望と、お上組織の一員としての当局意識は彼らの心の中で矛盾することなく共存していた。そのために教会政策はなかなか上手く進まなかった。しかし一六世紀に入ると参事会や教区団体は教区司祭選任権^{②⑨}や大学教授、施療院のProvisorの任命権を獲得するようになり、これらの組織は教会、個人によるものから都市の支配下に組み入れられた。また都市教会の後ろ盾たるケルン大司教の大幅な影響力の減退も手伝って、市当局と聖職者の力関係は崩れていた。市参事会員たる上層市民達が、かつては教会の支配下にあった喜捨システムの管理、聖職者選任権の獲得、ミサ・祭壇や聖職録の寄付による私有教会化^{③①}などを行なったのは、市政を管理すべき都市統治当局としての意識の成長の他に、教会の大きな影響下にあった組織・制度を自分達の側に引き寄せることによって自らの救霊を自らが管理しようとする意識の現れで

あったと言えないだろうか。

- ① 一二五〇年から一三五〇年までの遺言状における寄付の額と内容はヨハークがまとめている。これによると一三四一—一五〇年から、遺贈の指定も金額も急に増加しているのが分かる。Johag, a. O. *Die Beziehungen*, S. 192ff.
- ② Johag, a. O. *Die Beziehungen*, S. 192f. 教区教会が指定されているのは全部で二九である。律修修道会は七と少ない。突出しているのは托鉢修道会に対するもので全現金の四分の一が当てられている。また慈善施設に対する寄付も次第に増加している。
- ③ ケルンにおける遺言制度が本格的に成立したのは一四世紀初頭といわれている。血族による相続期待権が消滅し、財産の所有者は生前処分も死因処分も期待権者の同意なしに自由に行なえるようになったのがこの頃だからである。この頃から次第に今まで第一位を占めていた聖職者に代わって都市貴族によるものが凌駕していった。ケルンにおける遺言制度の発展については G. Aders, *Das Testamentrecht der Stadt Köln im Mittelalter*, Köln, 1932 と、林毅、前掲『西洋中世都市と都市法』所収「中世都市ケルンの遺言制度」二五三—二七九頁参照。
- ④ これにより、教区教会と埋葬権の取合いをめぐる争いが起こる。Johag, a. O. *Die Beziehungen*, S. 195.
- ⑤ Ebd., S. 194.
- ⑥ この期間の遺言状はクスケが編纂したものを利用する。しかし彼は遺言状全てを網羅的に挙げているのではなく、記述方法も原語と現代ドイツ語による要約とが混在しているので、ヨハークのものとの質的・量的比較は無意味なので行なわない。B. Kuske, *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*, Bd. 3, Bonn, 1928.
- ⑦ Kuske, a. O. *Handels und Verkehrs* Bd. 3, Nr. 107, S. 258f.
- ⑧ Ebd., Nr. 122, S. 265f.
- ⑨ Ebd., Nr. 235, S. 331f. けれど一四一八年のものもある。
- ⑩ Ebd., Nr. 206, S. 307, Nr. 215, S. 311f.
- ⑪ Ebd., Nr. 201, S. 305.
- ⑫ Ebd., Nr. 44, S. 227, Nr. 61, S. 232f, Nr. 74, S. 240f.
- ⑬ Ebd., Nr. 92, S. 251.
- ⑭ Ebd., Nr. 124, S. 267.
- ⑮ Ebd., Nr. 174, S. 287.
- ⑯ Ebd., Nr. 62, S. 233.
- ⑰ Ebd., Nr. 115, S. 262.
- ⑱ Ebd., S. 198.
- ⑲ また富裕な市民の中には特定の大教会に繋がりを持つ者も少なくなかった。家族の者が世俗を捨てて教会に入る時、優先してその関係のある教会施設に入ることが出来たようである。一六世紀の市参事会員ヘルマン・フォン・ワインスベルクの家は、聖マリア・ベツレヘム女子修道院と関係が深かったらしく、自分の席子を含めて何人かこの修道院に入っている。一種の小私有教会化といつてよいだろう。
- ⑳ 一つ特筆すべきは兄弟団への寄付である。これは以前の時代には決してみられなかった行為である。ツンフト組織と直接関係のない市民兄弟団の興隆は民衆信仰の高揚の一形態と考えてよいだろう。Kuske, a. O. *Handels und Verkehrs* Bd. 3, Nr. 37, S. 224, Nr. 134,

S. 270f, Nr. 158, S. 280, Nr. 184, S. 291.

^① Ebd., Nr. 33d, S. 220f.

^② B・メラ、森田安一他訳『帝国都市と宗教改革』教文館 一九九〇年、一五七頁。

^③ 同上、一五九頁。

^④ Kuske, a. a. O. *Handels und Verkehrs Bd.* 3, S. 197f.

^⑤ Kuske, Ebd., Nr. 224, S. 317f.

^⑥ Ebd., Nr. 198, S. 301ff.

^⑦ F・イルジグラー「中世における商人の心性」C・メクゼーバー、E・シュトラウト共編、瀬原義生監訳、赤坂俊一・佐藤専次共訳『ドイツ中世の日常生活』刀水書房 一九九五年所収、七八頁以下

参照。

^⑧ 同上、七七頁以下参照。

^⑨ 教区主任司祭の選任権については、既に一四世紀には一七のうち中心地域にある七の教区が俗人による教区共同体が権利を持っていた。それ以外はその他地区にある律修修道会が権利を持つ場合が多かった。Johag, a. a. O., S. 83ff. 一五世紀半ばまでに、すべての教区において俗人団体が選任権を持つに至る。R. W. Scribner, *Why was there no Reformation in Cologne?*, in: *Bull. of the Inst. of Hist. Research* 49, 1976, p. 227.

^⑩ Ibid., pp. 226.

第四章 規制の完成へ

一五二五年の市参事会と聖職者との協約

一五世紀末から一六世紀初期のケルンは市民暴動に明け暮れた数十年であった。直接の引き金は一四七四年から七五年までのノイスの戦闘後の混乱である。都市の自由を守るためには輝かしい勝利であったが、結局都市内には深刻な財政難を引き起こしてしまった。この問題を解決するために参事会が取った消費税値上げを基幹とする財政政策は、ケルン市民に多大な負荷を強いるものだった。これが端緒になり、また参事会委員選出の際の不平等が市民の不興を買ったことが直接の引き金になって、一五二三年新たな騒擾が勃発した。この結果、参事会の悪弊を正す条項を盛り込んだ *Verband-brief* の改訂版、*Tranflxbrief* ^① の発布をみて混乱は終決した。増税の影響により、一六世紀に入ると市民の反聖職者感情は強くなった。これは教会施設が消費税値上げの影響を直接受けず、教会施設の倉にはワインが備蓄されていたため、そ

こが市民の標的とされたのだ。教会乱入事件が頻発するようになり、市当局はこうした市民の反感を利用しようとした。教会の財産所有増加に長年手を焼き、盛んに規制政策を実施してきた参事会にとって、市民の教会に対する反感は好都合でもあったのだ。また関税の免税特権はワイン業に関わってきた上層商人層にとっては長い間の頭痛の種でもあった。一五一九年、参事会は教会に一一項目の要求を突き付け、改善を求めた。この条項には、教会裁判所の権限縮小などに加え、教会が営むワイン酒場の様々な悪弊の除去、教会所領内の製粉所と織機の廃棄、製粉税免除特権の濫用の是正、教会財産を市の公的登記簿、シュライン帳簿に登録させることが含まれていた。これらを見ると、大体が市民が強く望んだ営利活動を規制しようとする条項が多いが、教会裁判所の権限縮小や財産登記などはまさに市当局の利害関心から発せられたものに他ならない。この要求を教会側は拒絶するが、この結果、彼らは以前にも増して重大な危機を迎えることになる。

一五二〇年のHolzfahrtの日、武装した市民は人文主義者で聖ゲオルク律修修道会の主席司祭であったヨハン・ポトキンの家に侵入し、ワイン倉や食物貯蔵庫などを荒らし回った。実はこの暴動に参事会の関与があったことをルーツ・コルスヴァーレムは指摘している。^③ポトキンは福音主義に共感を示しており、参事会が酔っ払った暴徒たちを彼の家に差し向けたというのである。真偽の程は定かではないが、参事会が暴動鎮圧に乗り出さなかったこと、また聖職者の中で何故ポトキンが選ばれたのかという疑問を考慮すればこの見解も否定出来ない。この事件を端緒として聖職者の参事会に対する疑念は強くなり、聖職者への市民の暴動は次第に激化してゆく。一五二二年には二〇名以上の市民が武装し、騒がしい音楽を奏でながら聖アポステルン律修修道会の所領内に侵入し、ワイン製造所に乱入、ワインを割り、さらに手動製粉機も破壊してしまった。^④他にも聖ゲレオン、聖クニベルト律修修道会や高位聖職者に対しての暴力行為がなされている。^⑤ケルン内の全聖職者たちは今や恐怖に怯えていた。彼らは参事会に身体保護を求めたが参事会側はこちらの要求と引き替えであるとして譲らなかった。

そして一五二五年、聖職者への反感は頂点に達する。一六世紀のケルンの参事会員、ヘルマン・フォン・ワインスベル

クはこの時の状況を報告している。彼は父親とドルマーゲンからケルンに帰る途中、船に乗るところで「ケルンでは全聖職者が打ち殺された。」という噂を聞いた。それを聞いた何人かは信じなかったが、本気で恐がっていた者も何人かいたと彼は報告している。ケルン内の聖職者は大司教ヘルマンに窮状を訴えたが、しかし既にケルン市への影響力を失っていた大司教は、聖職者側に譲歩を促した。そして遂に聖職者側が折れ、市参事会と協約を結ぶことになる。これが一五二五年五月二〇日、聖職者側の代表ケルン大司教ヘルマンとケルン市の協約であるが、これは協約とは名ばかりの市側の要求が全面的に貫徹される内容となっている。市側の完全勝利ともいえるもので、一四、一五世紀では聖職者有利に諸契約が結ばれていたことを思えば、まさにこの時代、市当局と教会の立場が逆転し、参事会の教会支配が固まりつつあったことを証明している。協約の内容をみてみよう。聖職者たちは市民をキリスト教の秩序と隣人愛のもとに置くとし、聖職者たちは「今後六年間ワイン、ビール、パンに対し、さらに昔から行なわれているワインの小売り（ワインの買い入れも）に対し、市民と同じように税を支払うことに同意した。」とし、その代わりに「尊敬すべき参事会と全ゲマインデは我々の都市ケルン内の高貴なる聖職者たちを全ての暴力から保護することを誓約し」たのである。⑦あくまで六年間という期限付きであったわけであるが、この協約はずっと効力を持ち続けた。⑧この協約の実行性は絶大でこれを機に聖職者の営む営利活動の割合は徐々に減少してゆくのである。このことから、この協約は一四世紀から続いていた参事会の教会政策の集大成といえる。その後少し前に行なわれた財産税の導入と相俟って教会の財産所有は一定の歯止めがかかることになった。しかしこの協約は新たに別の方向に思わぬ結果をもたらすことになったのである。

一五二五年という年は、ドイツの各地域で福音主義に導かれた農民戦争が勃発している。周辺農村と連帯しようとする都市も多くみられ、ケルンもその例外ではなかった。ケルン市参事会はラインガウでの農民蜂起に刺激され、それに便乗した一人の冷遇されていた市参事会員を中心に各ガッフェルにおいて参事会に対する反乱が起こった。参事会は反乱者側取りまとめた一八四項にものぼる諸要求を一旦受け入れたが、すぐに反撃に転じ反乱は一ヵ月あまりで徹底的に鎮圧され

るに至った。では何故この反乱はもつと幅広い変革をもたらさなかったのだろうか。まず第一に首謀者が参事会員であり、ガッフェルを土台にして他の一般民衆の支持を求めなかったことがある。第二に首謀者自身が福音主義を正確に理解しておらず、教区共同体にも福音主義が全く浸透していなかったことが挙げられる。そして第三は中世以来の市民の反聖職者感情が、あまりにも彼らの営利活動、財産所有に集中し過ぎていたことである。反乱者たちの要求も三分の二以上が教会の財産所有を規制する内容を含んでおり、^⑪彼らの倫理性の問題にはほとんど触れられていないのである。一五世紀末から市民の聖職者に対して頻発した暴力事件はまさにこのことが主原因となり起こったことであつたのだ。そしてその問題は一五二五年五月の協約は、聖職者が市民と同等の負荷を負うことを義務付けることで一応の解決をみたのである。^⑫つまり市民と聖職者との争いの重要な火種を、参事会がこの時点で除去していたのだ。市民の長年の不満はこの協約によりある程度解消され、反聖職者感情はかなり収まっていた。一五二五年の反乱が、確固とした理念・思想に裏打ちされたものではなく、新しい思想が根を下ろす広範な社会的土台をケルン市民の中に見いだせなかったとしても、この協約がケルンの宗教改革運動のその後の展開に影響を与える一因になったことは否めないであろう^⑬。

① 'Traufbrief' 改定文書の原文は、*Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis 16. Jahrhundert*, Bd. 14, Köln III, S. CCXXXIII. 所収。

② 聖霊降臨日の後の日曜日。この日はケルンでは市民が武装して集まり行列を行なう、とさう伝統があつた。Looz-Corswarem, a. a. O., *Artikelserie*, S. 81.

③ ポトキン少し前から大学聖職録と聖ゲオルクのインムニテート権の占有について、参事会と争っていた。また、彼はルターの信望者たちと友好的な関係にあり、カトリック教会に対する信心を疑われていた。Looz-Corswarem, a. a. O., *Artikelserie*, S. 68.

④ 暴徒の群れはその後聖ゲオルクの律修修道会会員の家にドアを蹴破つて侵入、食事を出させた。この後も次々と高位聖職者たちの家に暴力的に侵入し、さんざん飲み食いをして荒らし回った。Gechter, a. a. O., *Kirche und Klerus*, S. 42.

⑤ Ebd., S. 43.

⑥ ヘルマン・フォン・ワインスベルクは一五一八年、上流階級に生まれ、二五歳で市参事会員に登録され、年代記作家としても名高い。年代記には彼の家族史のみならず、参事会員としての公私にわたる綿密な記録が残されている。この事件が起こった時はまだ七歳であり、所用で出掛けた父親に同伴している所であつた。J. Hassin (Hrsg.), *Das*

Buch Weinsberg, Köln, 1990.

⑦ Looz-Corswarem, a. a. O. Artikelserie, s. 113f.

⑧ Hassin, a. a. O. Buch Weinsberg S. 46. 聖職者の抗議にも関わらず、この期限は守られなかった。

⑨ この財産税は全ての市民を対象として一律百分の一の税率で賦課された。動産をも含んだので、富裕商人たちにも対象が拡大された。田北廣道、前掲「中世後期のケルン財政構造とツンフト闘争」三七頁。

⑩ 一八四条項の原文は Looz-Corswarem, a. a. O. Artikelserie, S. 119ff. 所収。参事会はこの要求をガッフェルが武装を解き仕事に戻るという条件で二八の条項を受け入れている。Ebd. S. 115ff. 所収。

⑪ 七六が経済分野に関するものであった。非常に急進的な要求も含まれている。秘蹟を無料にすること、埋葬の際に必要な蠟燭を安くする

おわりに

以上ケルン市における世俗権力による教会支配の過程に関し論考を進めてきた。世俗当局の発展、信仰心の高揚は相反するものではなく、逆に融合して教会政策に影響を与えたことが、政策の内容を考察し、分析することで解明されたと思う。最後に本稿により明らかにされた点を簡略にまとめてみたい。

第一にケルンでは市民と聖職者の間で何らかの争いは存在しなかったのか、という点である。これに対する答えは、明らかに存在した、といえるだろう。司教を都市君主として戴く他都市と同様に司教による内政介入排除のための戦いであったり、教会裁判権からの独立であったり、教会の財産所有への規制であったりと多様性に富んでいる。しかし個々の問題の比重にはかなりの差が存在した。第二はケルン独特の特徴とは何であったか、ということである。これは全体を通して強調してきたように、教会の世俗の営利活動への強い関与である。ケルンが大商工業都市にして輸出都市であり、その主

こと(三七項)、結婚式に新婦側に特別な料金を要求しないこと(四〇項)など。また聖職者は市民と同じように負荷を支払うことを改めて求めている(二五、一六五、一六七、一七一項)。その理由として「聖職者は市民によって扶養されている」のであって、ワイン業などで「市民の利益に損害を与えている」ということが述べられている。

⑫ 聖職者は特権の損失を減少させるように参事会に訴えるが拒絶された。聖職者は一五二五年の一月に参事会に集結し、自分たちの要求を伝えている。これらの状況の報告史料が Looz-Corswarem, a. a. O. Artikelserie, S. 103ff. に収められている。

⑬ 協約が結ばれたのが五月三〇日、暴動が始まったのが六月八日、一八四条がまとめられ参事会に提出されたのが六月二日、参事会が弾圧に転じたのが六月二七日、首謀者達が処刑されたのが七月二八日。

要産業がワイン、織物業など聖職者が営むのに有利な産業に集中していたこと、また聖職者免税特権という財政上の優遇措置を存分に利用したということが主な理由である。この問題が市民にとって重要な弊害になり過ぎた時、聖職者倫理に対する批判など他の問題はかき消されてしまう。中世末期の民衆信仰の高揚は教会使節への寄付増加を招き、教会財産の蓄積にますます拍車をかけることとなった。一五二五年の協約は今まで醸成されてきた諸矛盾をまさにケルンという都市の事情の下に解決を試みたものであったのだ。最後は一般市民の反応である。一五世紀後半まで一般市民は、市参事会和聖職者の関係の外にいた。しかし彼らが商工業で実績を上げ、次第に自分たちが市政から排除されていることに異を唱え始めた時にこの関係は変化をみせる。消費税を中心とした増税は彼らに多大な負担を強いるものであったが、教会施設はその影響を直接は受けず営業をさらに拡大していた。新たな市参事会は民衆の不満を鎮めるため、あるいは当局として公共の利益を保護するため、さらに参事会の成員がより広範な階層を含むようになったことなどから、聖職者の営業に規制を加え始めた。そして一六世紀に入り聖職者への反感は暴力事件の続発という形で吹き出したが、この不満解消に非常に効果的だったのが一五二五年の参事会和教会の協約だったのである。そのためこのすぐ後に起こった農民戦争に影響を受けたとされる大きな反響を呼ばず挫折する。

ここで参事会による教会支配は中世以来の一番大きな問題を解決することで、一定の完成型をみたといえるだろう。勿論問題すべてを解決した訳ではなく、市民倫理、救霊などの点は新たな研究が必要であるのは言うまでもない。しかし都市ケルンにおける中世後期から近世初期にかけての市当局による教会政策の過程を明らかにすることによって、聖職者、市参事会、一般市民の多角的な関係の変化の一端を捉えることが出来たのではないだろうか。

The Morphology and Structure of the Yamaguchi Provincial Constable's Residence and Its Environs in Medieval Japan

by

YAMAMURA Aki

In comparison with castle towns of the Sengoku period, the immaturity of the towns surrounding provincial constable's residences is often emphasized. Few case studies on the transitions of these towns are carried out because of the shortage of historical materials, making it difficult to compare them with later castle towns. This paper will 1) show the distribution of various functions and facilities in a representative town, 2) investigate the development process of various residential areas, and 3) examine how the spatial structure of Yamaguchi transformed in medieval times. It turns out that the transformation process of Yamaguchi had a close connection with the development of the urban area and the morphology of allotments. The control of the Ôuchi at Yamaguchi does not seem to have been comprehensive, and the Ôuchis officially confirmed the established town space including warriors residences. It is possible to regard these facts as evidences of limits on Ôuchi power. But those facts also suggest the pre-existence of a developed urban area, and Ôuchis' reconfirmation and application of the latter established town area.

Stadt und Kirche im spätmittelalterlichen Köln

von

MORIYA Miyuki

Wie hat die Stadt - Bürgerschaft mit den Kirche - Klerus vor der Reformation in der Stadt Köln auseinandergesetzt? Der Stadtrat allmählich hat sich zu der Obrigkeit entwickelt im spätmittelalter, der die Klerus unter seiner Herrschaft zu stehen versucht hat.

Die geistliche Institute in Köln hat benutzt die Privilegien von der Accese - freiheit. Sie hat energisch beteiligt an den wirtschaftliche Activitäten, z. B. Weinverkauf, das Kornverkauf und die Grundgeschäfte, usw. Der Rat hat beschränkt solche Tätigkeit, weil der Erzbischof Köln der Geistlichkeit in Stadt gedeckt hat, hat die Regelung nicht fortgeschritten. Einer des Grund ist, die Bürger aktiv für eigene Seelsorge gestiftet den viele geistliche Institute.

Im Anfang der 16. Jahrhundert wurde der Stadtrat Regierungsorganisation. Der Vertrag in 1525 schließlich hat zwischen Rat und Klerus abgeschlossen werden. Es gelang dem Rat, die Accesefreiheit von Geistlichkeit aufzuheben. Weil dieser Vertrag etwas das Gegengefühl gemildert hat, hat die Unruhen nach Vertragschließung für Kirchenreform misslungen, die unter den Bauernkrieg Einfluß hat.

The Manchurian Incident and Japanese-British relations.

by

MIYATA Masaaki

This study traces the foreign policies of Japan, Britain and the League of Nations concerning the Manchurian Incident, relates them to their respective China policies, and reconsiders the process of the Japanese withdrawal from the League of Nations from September 1931 to February 1933. Japan and the League of Nations were opposed to each other mainly over the recognition of Manchukuo, while Japan and Britain, in consideration of the confused and complicated situation in China, were rather sceptic about the discussed League of Nations' intervention in Chinese affairs. In October 1932, the Lytton Commission officially denied sovereignty to Manchukuo, and suggested at the same time a plan for an autonomous government in Manchuria under the aegis of several states, which was supposed to lead to a reorganization of Manchukuo to satisfy the conflicting interests. The commission came also up with a plan for granting international support to the Kuomintang government, a plan which involved Japanese cooperation.

In February 1933 negotiations between Japan and the League of Nations broke